

吸収分割に係る事後開示書類

(分割会社：会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び会社法施行規則第 189 条に基づく開示事項)

(承継会社：会社法第 801 条第 3 項第 2 号に基づく開示事項)

2026 年 4 月 1 日

分割会社：セレンディップ・ホールディングス株式会社

承継会社：セレンディップ・テクノロジーズ株式会社

2026年4月1日

吸収分割に係る事後開示書類

セレンディップ・ホールディングス株式会社
代表取締役社長兼CEO 竹内 在
アクストリア株式会社
代表取締役社長 森 博和

セレンディップ・ホールディングス株式会社（以下、「分割会社」という。）及び分割会社の100%子会社であるアクストリア株式会社（下記吸収分割契約締結時の商号：セレンディップ・テクノロジー株式会社。以下、「承継会社」という。）は、2026年1月20日付で締結した吸収分割契約に基づき、効力発生日を2026年4月1日（以下、「効力発生日」という。）として、分割会社が営むコンサルティング事業に係る権利義務を承継会社に承継させる吸収分割（以下、「本件吸収分割」という。）を行いました。

本件吸収分割に関する、会社法第791条第1項第1号及び会社法第801条第3項第2号並びに会社法施行規則第189条に基づく開示事項は、下記のとおりであります。

1. 本吸収分割が効力を生じた日（会社法施行規則第189条第1号）

2026年4月1日

2. 分割会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第189条第2号）

(1) 会社法第784条の2の規定による手続の経過（本吸収分割の差止請求）

本吸収分割は、会社法第784条第2項に基づく簡易吸収分割であるため、該当事項はありません。

(2) 会社法第785条の規定による手続の経過（反対株主の株式買取請求）

本吸収分割は、会社法第784条第2項に基づく簡易吸収分割であるため、該当事項はありません。

(3) 会社法第787条の規定による手続の経過（新株予約権買取請求）

該当事項はありません。

(4) 会社法第 789 条の規定による手続の経過（債権者の異議）

本吸収分割における吸収分割会社から吸収分割承継会社への債務の承継は、重疊的債務引受の方法により行いましたので、会社法 789 条の規定による債権者保護手続は行っておりません。

3. 承継会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第 189 条第 3 号）

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による手続の経過（吸収分割の差止請求）

会社法第 796 条の 2 の規定による本吸収分割の差止請求をした株主はおりませんでした。

(2) 会社法第 797 条の規定による手続の経過（反対株主の株式買取請求）

吸収分割承継会社は吸収分割会社の 100%子会社であることから、該当事項はありません。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過（債権者の異議）

本吸収分割に関して、第 799 条第 2 項に基づく公告及び催告を 2026 年 2 月 20 日に実施し、2026 年 3 月 26 日をもって異議申述期間は満了いたしました。当該期間内に本件吸収分割に対して異議を述べた債権者はおりませんでした。

4. 本吸収分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 189 条第 4 号）

承継会社は、本吸収分割の効力発生日である 2026 年 4 月 1 日をもって、分割会社から、吸収分割契約に定めるコンサル事業に関する一切の資産・負債（現預金・借入金を除く）その他の権利義務を承継いたしました。

5. 会社法第 923 条の変更の登記をした日（会社法施行規則第 189 条第 5 号）

2026 年 4 月 20 日

6. その他本吸収分割に関する重要な事項（会社法施行規則第 189 条第 6 号）

該当事項はありません。

以上